

第6回 「わが家の耐震性、大丈夫ですか？」
をテーマにお送りします。

Vol.6



9月1日は「防災の日」。1923年9月1日に発生した関東大震災を教訓に、国民の防災意識を高めるために1960年に制定されました。9月1日を含む1週間は防災週間とされ、全国各地で防災訓練や啓発活動が行われます。

ところで、皆さんの住んでいる家の耐震性は大丈夫ですか？阿南市内でも約2割の住宅が耐震性不足とされ、特に1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅は、令和6年能登半島地震でも約2割が倒壊するなど、大きなリスクを抱えています。一方で、2000年以降の現在の基準の建物では倒壊率が0.7%と大幅に減少しており、適切な耐震化の効果が実証されています。

本市では、条件を満たす木造住宅に対して、耐震診断に対する補助制度を設けています。また、耐震診断結果で耐震不足と判定された場合には、耐震改修工事費や耐震シェルター設置への補助制度、耐震性のない木造住宅からの建て替えや住み替えに伴う除却費用の一部を補助する制度を設け、大地震による住宅の倒壊等の被害の軽減を図ることにしています。

過去の巨大地震において、地震の被害でお亡くなりになった方のうち阪神・淡路大震災では約8割強、能登半島地震では約9割の方が建物倒壊が原因であったという統計が出ています。地震はいつ起こるか分かりませんが、「まだ大丈夫」ではなく「今できること」から始めませんか。

防災に関するお問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

耐震に関するお問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

阿南市一般任期付職員（危機管理担当）を募集します

自衛隊勤務の経験を生かし、危機管理体制の助言・指導、防災体制の構築等の業務に従事する人材を募集します。

申込期間 9月1日(月)～10月31日(金) 必着

応募資格 次の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1)自衛隊を退職した方または令和8年3月31日までに退職予定の方
- (2)地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (3)内閣府が発行する「地域防災マネージャー」の証明書を受けている方
- (4)自動車運転免許を有する方

(4)自動車運転免許を有する方

募集人員 1人程度

申込方法 履歴書および職務経歴書(様式は任意)に記入の上、持参または簡易書留郵便にてお申し込みください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

申し込み・問い合わせ 人事課
☎22-1112

減災化対策支援事業補助金について

屋内家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止等の減災化対策にかかる費用の一部を補助します。また、減災化対策と併せて感震ブレーカーを設置される場合、その費用の一部を補助します。

補助対象者 阿南市内に存する住宅に現在居住しており、次のいずれかに該当する自力では耐震化が困難な世帯

- ①高齢単身世帯や高齢夫婦世帯
- ②障がい者の方が居る世帯(障がい者手帳所有者)
- ③要介護・要支援のいずれかの認定を受けている世帯

補助上限額 1棟あたり16,000円(補助率4/5)

※感震ブレーカーについては別途100,000円

受付期間 9月1日(月)～30日(火)
(土・日・祝日を除く)

予定件数 12戸

※申請件数が予定件数を超過した場合は、抽選となります。要件等がございますので、詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 ☎22-3431